

地域のみなさんの健康と暮らしに役立つ情報紙

～家庭などでの新型コロナウイルスに対する消毒～

新型コロナウイルスの感染が広がっていることから、消毒用アルコールが売り切れの状況が続いています。
消毒用アルコール以外の家庭、園・学校、事業所等での消毒についてお知らせします。



- ◎ 新型コロナウイルスに対しては、消毒用アルコール以外に家庭などで実施できる消毒方法として次の2つがあります。
- 0.05-0.1%次亜塩素酸ナトリウムによる清拭もしくは浸漬
 - 80℃10分の熱水洗濯

簡単な消毒用次亜塩素酸ナトリウムの作り方

家庭用漂白剤を入れて、水道水でペットボトルを満たすことにより簡単に作ることができますので、用途によって利用する濃度を使い分けてください。濃度200ppmの消毒液は2Lのペットボトルにキャップ2杯分の家庭用漂白剤でも調整できます。

濃度 200ppm		濃度 1000ppm
1. 汚物を洗い流し、見た目に綺麗になった場合 2. 汚物で汚染されていないが、念のためドアノブなどの物品を消毒する場合		1. ふき取ることしかできない場合 2. 洗っても汚れが残る場合

新型コロナ肺炎のご相談窓口のご案内

帰国者・接触者相談センターおよび一般電話相談窓口の電話連絡先

(2020年3月5日現在)

	帰国者・接触者相談センター		一般電話相談	
	連絡先	受付時間	連絡先	受付時間
滋賀県健康医療福祉部 業務感染症対策課	080-2470-8042	平日、土日祝日 24時間	077-528-3637	平日、土日祝日 8:30-17:15
草津保健所	080-2522-3054	平日 8:30-17:15	077-562-3526	平日 8:30-17:15
甲賀保健所	080-8527-5165		0748-63-6148	
東近江保健所	080-8318-0938		0748-22-1300	
彦根保健所	080-2470-8465		0749-21-0283	
長浜保健所	080-2525-6322		0749-65-6660	
高島保健所	080-2522-7183		0740-22-2526	
新型コロナウイルスにかかる厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)				
厚生労働省 コールセンター	0120-565653 (フリーダイヤル)		9:00-21:00(土日・祝日も実施)	



望まない受動喫煙を防ぎます！

改正健康増進法が2020年4月1日から全面施行です！

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして、**2020年4月、飲食店やオフィスなどでも、原則屋内禁煙**となります。この法律により、喫煙可能な場所への20歳未満の立ち入りが禁止されます。

(注：一部の飲食店では、届出により屋内で喫煙可能な店舗があります)



このマークが目印です！！

喫煙可能店などには標識掲示が義務付けられます。お店に入るときにはチェックしてください。 標識の一例 →



石綿（アスベスト）健康被害救済制度 をご存知ですか？

- 天然の極めて細い鉱物繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくい特性から、過去に大量に輸入され、さまざまな建築材料や工業製品に使用されてきました。
- 体内に吸い込むと肺と組織内に長い間滞留し、さまざまな病気を引き起こすことがあります。

中皮腫

石綿による
肺がん

著しい呼吸機能障害を伴う
石綿肺

著しい呼吸機能障害を伴う
びまん性胸膜肥厚

石綿が原因でこれらの疾病にかかった方やそのご遺族の方は、労災保険等の対象とならない場合でも**石綿健康被害救済制度**により、救済給付が受けられます。

まずはご相談ください。

独立行政法人環境再生保全機構
石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい

☎ 0120-389-931



編集
後記

- 全世界に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症。保健所には毎日多くの相談が寄せられています。
- 感染症予防の基本は「手洗い」と「咳エチケット」です。また、規則正しい生活で、ご自身の抵抗力を落とさないようにしてください。